

## 理事・監事及び評議員等の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人滝上ハピニスの役員及び評議員等の報酬等について定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支給するものである。

### (理事会及び評議員会の出席)

第3条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支給する。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

3 同日に複数の会議等に出席したときは、主たる会議等の報酬等のみを支給する。

### (理事及び評議員の業務報酬)

第4条 理事長が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支給する。

2 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支給する。

3 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支給する。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

5 同日に複数の会議等に出席したときは、主たる会議等の報酬等のみを支給する。

### (監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たったときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支給する。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

3 同日に複数の会議等に出席したときは、主たる会議等の報酬等のみを支給する。

### (苦情解決第三者委員の報酬)

第6条 苦情解決第三者委員が法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたったときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支給する。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

3 同日に複数の会議等に出席したときは、主たる会議等の報酬等のみを支給する。

する。

(報酬等の支給日)

第7条 報酬等は翌月10日に支給する。但し、支給日が金融機関の休業日にあたるときは、前営業日とする。

(出張旅費)

第8条 役員及び評議員等が、法人業務等のため町外旅行をするときは、旅費規程を適用する。

(適用除外)

第9条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(役員等の職務証跡)

第10条 役員等は法人職務証跡資料として、出勤簿(職務証跡)の作成に協力するものとする。

(改正)

第11条 本規程を改正する必要があるときには、理事会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成27年4月1日より適用する

別表 1

(日額)

	報酬	実費弁償費
理事長	10,000 円	500 円
理事	8,000 円	500 円
監事	9,000 円	500 円
評議員	5,000 円	500 円
苦情解決第三者委員	5,000 円	500 円

※実費弁償費の支給は、新町・濁川中央・濁川みどり町在住者を除く。